

第8章 社会教育

第1節 社会教育一般

1 社会教育に関する施策の概要

県教育委員会は今日の社会の動きを的確に把握しながら、平成4年度の重点施策を策定した。その重点施策に基づき社会教育の施策の概要を次のように設定した。

【施策の概要】

(1) 社会教育活動の振興

① 青少年教育の充実

青少年の豊かな心やたくましい体の育成を図るため、市町村における少年教室、青年学級・教室の開設を促進するとともに、地域、職場、学校、家庭の協力・連携により、青少年の健全育成を図り、社会参加活動の一層の推進に努めた。

② 成人教育の充実

生活上、職業上から生ずる成人の学習要求を的確に把握し、より専門的な学習内容を備えた学習機会を提供するため、生涯学習県民講座の充実を図り、中高年層の成人が学習しやすい条件整備に努めた。

③ 高齢者教育の充実

変化する社会情勢を踏まえ、高齢者が生きがいをもって学習できる事業の実施や学習プログラムの開発等に努めるとともに、高齢者の人材活用や社会参加、世代間交流の促進に努めた。

④ 婦人教育の充実

社会の変化に対応した魅力ある学級・講座の開設や婦人の多様化、高度化した学習要求に応える事業の開発、学習内容、方法、形態の工夫などにより、婦人教育事業の充実を努めた。

⑤ 家庭教育の充実

家庭教育の役割とその重要性を明らかにしながら、家庭教育事業や相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を目指した。

(2) 社会教育推進体制の充実

① 社会教育関係職員の確保と資質の向上

ア 専任社会教育主事の設置促進

市町村の社会教育推進体制の整備を図るため、専任社会教育主事の自主設置を促進するよう指導するとともに、専任社会主事の未設置町村の解消に努めた。また、派遣社会教育主事の計画的な派遣に努めた。

イ 公民館長・主事の専任促進

公民館が生涯学習の中心施設として十分な役割を果たすため、「公民館の設置及び運営に関する基準」を踏まえ、公民館長の専任化と専任公民館主事の設置に努めるよう市町村の指導に当たった。

ウ 市町村立図書館長・司書の専任化促進

地域住民への図書館奉仕の充実を図るため、より一層、計画的に専任館長の設置に努めるとともに、学習

に関する指導に当たる専任司書の設置に努めるよう指導に当たった。

エ 社会教育関係職員の研修の充実

生涯学習時代を迎え、社会教育関係者が、住民に対して先導的役割を果たせるよう、専門性を高めるため各種研修会への積極的な参加の促進と研修の充実を図り、社会教育関係職員の資質の向上に努めた。

② 民間有志指導者の養成と活用

民間有志指導者養成のため、青少年や婦人の指導者研修会を開催するとともに、各種団体指導者の活用を図るため、関係機関・団体との連携を密にし、指導者の組織的な活動の促進に努めた。

③ 社会教育関係団体の育成

ア 青少年団体の育成

青少年団体の育成強化と加入促進を図るとともに、組織の強化、拡大を目指して、指導者育成のための研修や実践活動の促進に努めた。

イ 成人団体の育成

青少年の健全育成や地域の教育環境整備のため、成人団体の指導者養成研修会を実施するとともに、地域社会に貢献できる団体活動の促進に努めた。

(3) 社会教育施設の整備充実

① 県立社会教育施設の整備充実

ア 県立図書館の整備充実

県民の教育と文化の振興を図るため、図書館資料や設備・備品等の整備充実を図めるとともに、市町村立図書館との相互連携・協力的ネットワーク化に努めた。

イ 県立青少年教育施設の整備充実

自然の中での集団宿泊生活を通して青少年の健全育成を図る場や機会を拡充するため、県立青少年教育施設の一層の整備充実を図めるとともに、「いわき少年自然の家（仮称）」の建設の推進に努めた。

ウ 県視聴覚ライブラリーの整備充実

利用者の要求に応えられるよう、視聴覚教材の整備充実を図めるとともに、新しい情報機器を利用した教育方法やシステムの開発に努めた。

② 市町村立社会教育施設の整備促進

ア 公民館の整備促進

地域住民のための社会教育施設として多様化した学習需要に適切に対応し、充実した公民館活動が行われるよう、市町村に対し、長期的な展望に立った施設・設備の整備の指導に努めた。

イ 市町村立図書館の整備促進

地域住民の要望に対応すべく、図書館奉仕活動の充実を図めるとともに、未設置町村における設置が図られるよう市町村に対し指導・助言に当たった。

ウ 市町村視聴覚ライブラリーの整備促進

地域の視聴覚教育の拠点として、機材及び教材等の